第８回　新たな社会的養育の在り方に関する検討会	参考資料９
平成２９年１月１３日	

（平成 28 年 12 月 28 日「第７回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」参考資料４を更新）

議題（２）（３）に関連する資料

１　地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを設置する場合の要件　・・・・・・・・　Ｐ１

２　児童家庭支援センターに関する資料
（１）児童家庭支援センターの概要　・・・・・・・・　Ｐ２
（２）児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数　・・・・・・・・　Ｐ３
（３）児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数　・・・・・・・・　Ｐ４
（４）児童家庭支援センター運営事業の基準額　・・・・・・・・　Ｐ５
（５）参考条文（児童家庭支援センター関係）　・・・・・・・・　Ｐ６
（６）児童家庭支援センターの設置運営等について＜抜粋＞　・・・・・・・・　Ｐ10
（平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知）

３　情緒障害児短期治療施設に関する資料
（１）情緒障害児短期治療施設の設置状況等　・・・・・・・・　Ｐ15
（２）情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック＜抜粋＞　・・・・・・・・　Ｐ17
（３）情緒障害児短期治療施設の通所部の措置費　・・・・・・・・　Ｐ28

４　子育て短期支援事業（平成 27 年度実施状況）　・・・・・・・・　Ｐ29

５　婦人保護事業に関する資料
（１）婦人保護事業の概要　・・・・・・・・　Ｐ30
（２）婦人相談所の相談、一時保護　・・・・・・・・　Ｐ31
（３）一時保護委託の状況、関係通知　・・・・・・・・　Ｐ33
（４）婦人保護施設における在所者の入所理由　・・・・・・・・　Ｐ45

地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを設置する場合の要件

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知）

（別紙）地域小規模児童養護施設設置運営要綱＜抜粋＞

9．対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。（略）

（1）本体施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

（2）**本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案する**とともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生省児童家庭局長通知）

（別紙）児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱　＜抜粋＞

9．施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。（略）

（1）当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

（2）**1本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。**

（3）（2）において小規模グループケアを**3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすもの**とする。

① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア **本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。**

イ **ファミリーホーム**（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）**を2か所以上開設又はその開設を支援する**とともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 児童養護施設にあっては**本体施設の定員を45人以下**とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。

② （略）

（4）（略）

児童家庭支援センターの概要

１．事業内容

（１）児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

（２）市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

（３）児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。

（４）児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

２．法律上の根拠　児童福祉法第４４条の２

３．実施主体　都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

４．補助根拠　予算補助

５．補助率　１／２　（国１／２、都道府県･指定都市・児童相談所設置市１／２）

６．補助単価（２７年度（１か所当たり））

・常勤心理職配置の場合　１２，８２９千円　※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤①

・非常勤心理職配置の場合　９，３６７千円　※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤①

７．設置数　１０９か所（H27.10 現在）

※少子化社会対策大綱（平成２７年３月閣議決定）では、平成３１年度までに３４０か所を目標。

児童家庭支援センター設置状況及び指導委託件数

	自治体名	設置数（H27.10.1現在）			里親支援機関として指定のあるセンター数	指導委託件数（H27年度中）
			運営主体別			
			社会福祉法人	NPO法人		
1	北海道	8か所	8か所	－	－	2件
2	青森県	1か所	1か所	－	－	－
3	岩手県	1か所	1か所	－	－	2件
4	宮城県	1か所	1か所	－	1か所	－
5	秋田県					
6	山形県	2か所	2か所	－	2か所	－
7	福島県					
8	茨城県	2か所	2か所	－	2か所	1件
9	栃木県	2か所	2か所	－	－	3件
10	群馬県	2か所	2か所	－	－	－
11	埼玉県	3か所	3か所	－	－	2件
12	千葉県	7か所	6か所	1か所	－	9件
13	東京都					
14	神奈川県					
15	新潟県					
16	富山県					
17	石川県	2か所	2か所	－	－	2件
18	福井県	4か所	4か所	－	－	1件
19	山梨県	1か所	1か所	－	－	1件
20	長野県	2か所	2か所	－	－	2件
21	岐阜県	3か所	3か所	－	－	4件
22	静岡県	3か所	3か所	－	－	－
23	愛知県					
24	三重県	3か所	3か所	－	－	5件
25	滋賀県	1か所	1か所	－	1か所	－
26	京都府	2か所	2か所	－	－	1件
27	大阪府	1か所	1か所	－	－	2件
28	兵庫県	6か所	6か所	－	6か所	16件
29	奈良県	2か所	2か所	－	－	3件
30	和歌山県	1か所	1か所	－	－	2件
31	鳥取県	3か所	3か所	－	3か所	7件
32	島根県					
33	岡山県	1か所	1か所	－	－	1件
34	広島県	1か所	1か所	－	－	－
35	山口県	4か所	4か所	－	－	7件
36	徳島県	1か所	1か所	－	1か所	－
37	香川県	1か所	1か所	－	－	2件
38	愛媛県	1か所	1か所	－	－	－
39	高知県	3か所	3か所	－	－	－
40	福岡県	1か所	1か所	－	－	－
41	佐賀県					
42	長崎県	1か所	1か所	－	1か所	3件
43	熊本県	1か所	1か所	－	－	－
44	大分県	2か所	2か所	－	－	－
45	宮崎県					
46	鹿児島県					
47	沖縄県	2か所	2か所	－	2か所	13件
小計		82か所	81か所	1か所	19か所	91件

	自治体名	設置数（H27.10.1現在）			里親支援機関として指定のあるセンター数	指導委託件数（H27年度中）
			運営主体別			
			社会福祉法人	NPO法人		
48	札幌市	4か所	4か所	－	－	3件
49	仙台市					
50	さいたま市					1件
51	千葉市	3か所	3か所	－	－	1件
52	横浜市	6か所	6か所	－	6か所	－
53	川崎市	4か所	4か所	－	－	－
54	相模原市					
55	新潟市					
56	静岡市					
57	浜松市	1か所	－	1か所	－	－
58	名古屋市	1か所	1か所	－	－	－
59	京都市					
60	大阪市	1か所	1か所	－	－	－
61	堺市	1か所	1か所	－	－	－
62	神戸市	2か所	2か所	－	－	2件
63	岡山市					
64	広島市					
65	北九州市	1か所	1か所	－	－	－
66	福岡市	2か所	－	2か所	2か所	－
67	熊本市					
小計		26か所	23か所	3か所	8か所	7件
68	横須賀市					
69	金沢市	1か所	1か所	－	－	－
小計		1か所	1か所	0か所	0か所	0件
合計		109か所	105か所	4か所	27か所	98件

※児童家庭支援センター設置数及び里親支援機関として指定のあるセンター数については家庭福祉課調べ、指導・指導委託件数については平成27年度福祉行政報告例より

児童家庭支援センターにおける相談対応等延べ人数

	自治体名	平成26年度児家セン相談対応等延べ人数				
		設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
1	北海道	8か所	1,040人	2,433人	578人	4,051人
2	青森県	1か所	197人	29人	0人	226人
3	岩手県	1か所	493人	186人	1,102人	1,781人
4	宮城県	1か所	554人	771人	228人	1,553人
5	秋田県					
6	山形県	2か所	546人	1,201人	242人	1,989人
7	福島県					
8	茨城県	2か所	1,023人	2,355人	347人	3,725人
9	栃木県					
10	群馬県	2か所	612人	461人	38人	1,111人
11	埼玉県	3か所	1,445人	2,352人	1,965人	5,762人
12	千葉県	7か所	1,773人	4,197人	2,108人	8,078人
13	東京都					
14	神奈川県					
15	新潟県					
16	富山県					
17	石川県	2か所	938人	184人	1,010人	2,132人
18	福井県	4か所	1,593人	1,972人	2,268人	5,833人
19	山梨県	1か所	266人	259人	87人	612人
20	長野県	1か所	138人	408人	20人	566人
21	岐阜県	3か所	829人	894人	705人	2,428人
22	静岡県	3か所	2,172人	1,169人	1,151人	4,492人
23	愛知県					
24	三重県	2か所	28人	471人	19人	518人
25	滋賀県	1か所	219人	521人	234人	974人
26	京都府	2か所	711人	412人	516人	1,639人
27	大阪府	1か所	300人	310人	162人	772人
28	兵庫県	6か所	3,467人	5,609人	4,119人	13,195人
29	奈良県	2か所	2,705人	3,911人	1,512人	8,128人
30	和歌山県	1か所	955人	3,045人	635人	4,635人
31	鳥取県	3か所	1,556人	2,463人	763人	4,782人
32	島根県					
33	岡山県	1か所	775人	1,421人	657人	2,853人
34	広島県	1か所	1,146人	1,368人	659人	3,173人
35	山口県	4か所	2,049人	3,259人	918人	6,226人
36	徳島県	1か所	99人	857人	78人	1,034人
37	香川県	1か所	314人	451人	279人	1,044人
38	愛媛県	1か所	144人	279人	185人	608人
39	高知県	3か所	477人	5,718人	1,568人	7,763人
40	福岡県	1か所	779人	233人	802人	1,814人
41	佐賀県					
42	長崎県	1か所	349人	1,444人	344人	2,137人
43	熊本県	1か所	1,352人	56人	345人	1,753人
44	大分県	2か所	556人	1,086人	192人	1,834人
45	宮崎県					
46	鹿児島県					
47	沖縄県	2か所	434人	1,492人	207人	2,133人
	都道府県　計	78か所	32,034人	53,277人	26,043人	111,354人

	自治体名	平成26年度児家セン相談対応等延べ人数				
		設置箇所数	来所相談	電話相談	訪問指導	計
48	札幌市	4か所	1,484人	3,375人	128人	4,987人
49	仙台市					
50	さいたま市					
51	千葉市	3か所	482人	1,162人	432人	2,076人
52	横浜市	6か所	2,217人	3,683人	909人	6,809人
53	川崎市	4か所	550人	1,980人	1,293人	3,823人
54	相模原市					
55	新潟市					
56	静岡市					
57	浜松市	1か所	0人	111人	8人	119人
58	名古屋市	1か所	442人	702人	155人	1,299人
59	京都市					
60	大阪市	1か所	96人	474人	34人	604人
61	堺市	1か所	184人	762人	73人	1,019人
62	神戸市	2か所	1,352人	1,152人	346人	2,850人
63	岡山市					
64	広島市					
65	北九州市	1か所	26人	181人	75人	282人
66	福岡市	1か所	771人	91人	2人	864人
67	熊本市					
	指定都市　計	25か所	7,604人	13,673人	3,455人	24,732人
68	横須賀市					
69	金沢市	1か所	49人	120人	－	169人
	児相設置市　計	1か所	49人	120人	0人	169人
	合計	104か所	39,687人	67,070人	29,498人	136,255人

※相談対応等延べ人数については、平成26年度児童虐待・DV対策等総合支援事業実績報告書より

児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 別表【抜粋】

※ 平成28年度

<table>
<tr><th>１区分</th><th>２種目</th><th>３基準額</th><th>４対象経費</th><th>５補助率</th></tr>
<tr><td></td><td>児童家庭支援センター運営等事業</td><td>次により算出された額の合計額

１　児童家庭支援センター運営事業
①　運営費
ア及びイの合計額
ア　事務費
１か所当たり
心理療法等を担当する職員が常勤の場合
年間　10,951,000円
心理療法等を担当する職員が非常勤の場合
年間　7,354,000円
（年度途中の開始、又は中止等の場合）
心理療法等を担当する職員が常勤の場合
月額　913,000円
心理療法等を担当する職員が非常勤の場合
月額　613,000円
（１月未満の場合は１月とする）

イ　事業費
１か所当たり　次の表の該当する件数区分に定める額

※ 件数区分の算定は、前年度における電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。
前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。
年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。

<table>
<tr><th>件数区分</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>50件 ～ 299件</td><td>74,000円</td></tr>
<tr><td>300件 ～ 599件</td><td>441,000円</td></tr>
<tr><td>600件 ～ 899件</td><td>1,103,000円</td></tr>
<tr><td>900件 ～ 1,399件</td><td>2,057,000円</td></tr>
<tr><td>1,400件 ～ 1,899件</td><td>2,792,000円</td></tr>
<tr><td>1,900件 ～ 2,399件</td><td>3,527,000円</td></tr>
<tr><td>2,400件 ～ 2,899件</td><td>4,262,000円</td></tr>
<tr><td>2,900件 ～ 3.399件</td><td>4,997,000円</td></tr>
<tr><td>3,400件 以上</td><td>5,145,000円</td></tr>
</table>
②　初度調弁費
１か所当たり　400,000円</td><td>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）、役務費（手数料）、報償費、報酬　等</td><td>１／２</td></tr>
</table>

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七条　この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

２（略）

第四十四条の二　児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

２　児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十六条　児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項 若しくは第十八条第一項 の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一　次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二　児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項 に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七（略）

参考条文（児童家庭支援センター関係）

第二十七条　　都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項 の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二　　児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三～四（略）

第四十八条の三　　乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第一条の三十　小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十五　児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十八条の二　　法第四十四条の二第一項 に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助とする。

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

（関係機関との連携）

第二十五条　　乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第三十一条　　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第四十七条　　児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

（関係機関との連携）
第七十八条　情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）
第八十七条　児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（設備の基準）
第八十八条の二　児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

（職員）
第八十八条の三　児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項 に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。
2　前項の職員は、法第十三条第三項 各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たつて遵守すべき事項）
第八十八条の四　児童家庭支援センターにおける支援に当たつては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
2　児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たつては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
3　児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

「児童家庭支援センターの設置運営等について」
（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）＜抜粋＞

児童家庭支援センター設置運営要綱

1　目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2　設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。

3　支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4　事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

（1）地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

（2）市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

（3）都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

（4）里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

（5）関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5　事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

（1）住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。

（2）支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

（3）児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。

（4）当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。

（5）処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。

なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

（6）援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

（7）児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。

（8）児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。

（9）夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

（10）児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」（平成２年３月５日雇児発第通知１３３号）による。

(11)相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあっせんを行う。

(12)相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。

(13)児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

6　職員の配置等

(1)児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア　相談・支援を担当する職員(2名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ　心理療法等を担当する職員(1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2)職員の責務

ア　職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第2項)

イ　職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異種職との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7　児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(1)相談室・プレイルーム

(2)事務室

(3)その他必要な設備

８　広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うも　のとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

９　経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

（参考）援助計画の作成及び再評価の流れについて

（援助計画の内容）

・　個々の児童、保護者等に対する援助の選択（児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する）

・　具体的援助の指針（援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたり行う）

（援助計画の作成及び再評価の流れ）

1. 相談による問題点の把握（主訴から隠れた問題を探る）
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化（留意点及び関係機関との役割分担を含む）
4. 援助計画の再評価（援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等）

（具体的事例）

1. 相談による問題点の把握

子ども（乳児）の夜泣きが止まらず困っている。（母親からの電話による主訴）

母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。（面接を重ねた結果隠れた問題が判明）

現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。（援助の選択）

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週1回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、2週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

（留意点）

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いながら援助していくこととする。

情緒障害児短期治療施設設置状況等

平成２７年１０月１日現在

都道府県等	施設数	定員等計（人）		入所部門定員等（人）		通所部門定員等（人）	
		認可定員	在籍人員	認可定員	在籍人員	認可定員	在籍人員
北海道	1	50	35	50	35		
青森県	1	45	27	30	27	15	0
岩手県	1	50	36	50	36		
茨城県	1	50	39	40	34	10	5
栃木県	1	45	25	35	22	10	3
群馬県	1	53	31	38	28	15	3
埼玉県	1	60	45	50	43	10	2
長野県	1	35	29	30	26	5	3
岐阜県	1	58	31	48	29	10	2
静岡県	1	50	40	50	40		
愛知県	2	85	73	85	73		
三重県	1	50	33	40	30	10	3
滋賀県	1	65	43	50	43	15	0
京都府	1	30	21	30	21		
大阪府	3	154	127	154	127		
兵庫県	1	70	62	50	47	20	15
和歌山県	1	30	27	30	27		
鳥取県	1	45	34	30	22	15	12
島根県	1	30	24	20	19	10	5
広島県	1	20	20	20	20		
山口県	1	50	46	50	46		
香川県	1	30	26	30	26		
高知県	1	45	16	30	15	15	1
福岡県	1	50	17	50	17		
長崎県	1	55	43	40	36	15	7
熊本県	1	50	45	37	35	13	10
大分県	1	30	10	30	10		
宮崎県	1	50	6	35	6	15	0
鹿児島県	1	50	43	35	30	15	13
札幌市	1	28	12	23	12	5	0
仙台市	1	40	32	40	32		
横浜市	1	71	66	56	51	15	15
川崎市	1	50	2	40	2	10	0
名古屋市	1	50	32	35	27	15	5
京都市	1	50	19	35	12	15	7
大阪市	2	85	70	75	62	10	8
神戸市	1	30	10	30	10		
岡山市	1	30	22	30	22		
広島市	1	43	39	28	25	15	14
計	43	1,962	1,358	1,659	1,225	303	133

※家庭福祉課調べ

（抜粋）

情緒障害児短期治療施設
（児童心理治療施設）
運営ハンドブック

厚生労働省

雇用均等･児童家庭局

家庭福祉課

Ⅴ　通所について

在宅による治療・支援は、子どもが生活の場を確保され安心して生活が送れる状況にあり、家族と治療関係が築けることが基本となります。虐待問題を抱えていたり崩壊している家庭では子どもを治療・支援に通わせるという意識を保護者は持てないでしょうし、保護者が治療者と協力して子どもの症状に向き合うことは難しいでしょう。また、児童相談所が通所措置する場合も、保護者や子どもが同意し治療への動機付けが必要となります。定期的な面接を行い担当者と信頼関係が構築され、治療契約が結べることが必要になります。

通所は、在宅支援である外来相談の延長線上に、施設の機能である教育や集団療法などを利用することになります。このように、通所措置へと繋がる子どもは、外来相談から児童相談所を通して措置となる子ども、外来相談に通っていなくても児童相談所が通所を必要と判断する子どもと、入所していた子どもが退所後の治療継続のため通所措置となる子どもに分かれることになります。また、児童養護施設など社会的養護のもとで暮らす子どもたちの通所措置も可能になったことで、児童養護施設への措置変更が行いやすくなったり、逆に情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）への措置変更をスムーズにするために通所機能を利用するなど、様々な利用の仕方が考えられます。児童相談所の心理相談機能を補完するような利用も考えられます。

外来から通所や入所に至った子どもは、保護者との外来からの治療関係が継続され、退所後も通所への変更について経済的問題以外に大きな支障となる問題はありません。しかし、入所している子どもの大半を被虐待児童が占めるようになった近年、退所後の通所措置への変更は、保護者が施設退所後も治療の継続を望み、また、治療を継続するための交通費などの費用負担ができる経済的背景が必要となります。

子どもの問題としては、不登校や家庭内暴力、拒食や過食などの摂食障害などの行動上に現れる問題や心理的要因による症状、問題や心身症などです。こうした子どもたちへの支援を考える上で、子どもを支える家族への支援がなければ、子どもへの支援を継続することは難しくなります。

新たに在宅の子どもと同様に、児童養護施設に措置されている子どもも、通所措置が執れるようになりました。こうした児童養護施設や里親に措置されている子どもも大半が被虐待の子どもであり、PTSD や適応障害などの問題を抱えており支援が必要となります。児童養護施設や里親宅から通所するとなると、施設職員や里親の送迎や、それにかかる交通費の負担などの他に、治療目的や動機付けへのアプローチを明確にする必要があります。利用の方法については個々のケースに応じて検討が必要となります。

通所による支援の流れは、電話による相談や児童相談所、関係機関からの紹介から始

まり、初回面接を経て、継続面接、心理治療、家族支援、環境調整を経て治療終結に至ります。基本的に、外来相談も同様ですが、外来相談との相違点は、学校や施設の行事への参加、入所児童と同様のグループワーク、昼食など、夜間の宿泊以外入所機能を利用できるところにあります。通所措置によってどのような支援が受けられるかは、施設内の学級が利用できない場合があるなど、施設の事情によって異なります。毎日通うのではなく、週に 1，2 度しか通ってこない子どもの負担金の徴収制度も自治体によって異なります。通所を行うときは自治体との協議を行い、どのようなプログラムを行うかを決めていくことになります。

清水が丘学園の日課及びルールについて（通所児童用）

清水が丘学園のしくみ

・ 利用の仕方は３種類あります。

①「入所」５０名 学園の寮で生活する。

②「通所」２０名 学園に通う。

③「外来相談」 ２週間に１回程度の相談。

・ 清水が丘での目標

清水が丘学園では、みんなそれぞれ目標を持って生活しています。

ルールを守り、みんなで仲良く過ごしましょう。

・ ３人の担当がいます。

家族担当：家族や学校の先生、センターの人と連絡します。

生活担当：生活支援をしてくれます。

心理担当：悩みを相談したり、一緒に遊んだりします。

学校について

・施設内にある分教室に通います。（小学生は明石市立清水小学校、中学生は明石市立魚住中学校に転校

となります。）

・入学、卒業は原籍校（もともと通っていた地元の小・中学校）でします。

・原則、原籍校の制服、体操服を着用して下さい。

・登校のペースについては、担当者や担任とよく相談して決めましょう。

・自転車で登校する場合は、保護者と相談の上、担当者に伝えて下さい。

日課とルール

・ 日課の例（平日）

８：３０ 登校

１２：１５ 午前の授業終了、昼食（食堂で給食を食べます）

１２：５５ 再登校

１５：００ 帰棟、自由時間

掃除、個別面接、スポーツ活動（野球、バレーボール）、自治会など

１６：３０ 帰宅

・ 行事
花見会（４月）、参観日（６月）、サマーキャンプ（７月）、体育会（９月）、
学園祭（１１月）お楽しみ会（１２月）、卒業を祝う会（３月）、誕生会（月１回）他
※各種活動の参加については、担当者と相談して決めます。
・ 持ち込み禁止品
○ 登校に必要なもの以外はできるだけ持たないようにしましょう。

○ 児童同士の物のやりとりは禁止しています。誕生日、バレンタインなどは許可していますので担当者に相談して下さい。
※ 持ち込み禁止：高価な物、飲食物（水筒のお茶は可）、化粧品類、アクセサリー、
年齢不相応な物など
※ 貴重品預かり（来園時に支援員室で預かります）
：現金等、腕時計、小型ゲーム機、携帯電話（電話番号を届け出て下さい）、携帯音楽プレーヤー、刃物類、家や自転車の鍵など
・ ルール
○ 特に気をつけてほしい事
人や自分を傷つけない
物をこわさない（故意に学園や他の人の物を壊した時には、弁償してもらうことがあります）
無断で園外に出ない（帰宅するときは必ず職員に伝えましょう）
担当
・ 家族担当：
・ 心理担当：
・ 生活担当：
・ こども家庭センター担当：__

１．治療プログラム

通所を利用する子どもは、まずは心理治療担当者や家族面接担当者との治療関係を作っていくことが大切です。初めは、個人心理療法や家族治療を継続的に行い、子どもや家族の状態から集団参加できる状況にあるかのアセスメントを行ってから、グループワークなどのプログラムに導入することになります。入所児童とは全く接触しないような形で支援している施設もありますが、学校などで入所児童と一緒の場を過ごすような支援を行う場合は、継続的な治療により、情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）の利用目的や治療の動機付けができており、子どもや家族の問題や危機場面に介入できる関係が構築されていなければ、入所児童等とのトラブルや、心理的葛藤から中断する

ことが多くなります。生活場面に入ったとき、不安や疑問を相談できる対象として担当心理士との治療関係を作っておくことが入所児童との交流の前提となります。

初期の段階で、どのような問題で子どもがつまずいているのか、家族関係（親子関係、夫婦関係）はどうなのか等を明らかにして、アプローチの方法を考え、施設の利用方法について話し合います。子どもは発達（精神的にも身体的にも）途上にあるため、初期の段階での見立てについては、面接を繰り返す中で修正し、柔軟な対応が必要となります。

（1）問題の明確化

スムーズな治療展開をはかるためには、初回面接から何回かの面接で、子どもと家族の問題を以下のような観点からある程度明らかにしなければなりません。

①主たる問題（今一番困っている問題は何なのか）。心理学的な問題なのか、反社会的な問題なのか、器質的な問題なのか、病的な問題なのか。

②子どもの問題がいつ頃から出てきて、家族や周囲の対応はどのようなものだったか。また家族の対応に対して、こどもの反応はどのようなものだったか。

③現在の子どもの生活状況はどのようなものか。睡眠、排便、食欲等基本的な生活の状況について。家族との交流について。友達や家族以外の人との交流について。

④問題の原因に関連していることは何なのか。親子の問題、夫婦の問題、環境（学校）の問題等

となります。

（2）面接形態と治療構造

個別面接を実施する場合の治療構造の考え方は入所治療と同様ですが、子どもと家族の抱える問題を明らかにしていく時に、子どもや家族の面接形態、治療形態についても選択していかなければなりません。

・親子同席面接なのか、併行面接なのか。
・言語的なアプローチなのか、非言語的なアプローチなのか。
・面接の間隔はどの程度が適当か。

さて、外来面接を繰り返す中で、子どもがある程度施設に慣れて定期的な来園が可能になった段階で、次の段階の学園の利用について考えて行かなければなりません。もちろん治療形態の選択は可塑的なものですが、最終的な治療目標をどの辺りに置くのかで段階的な治療形態の選択も異なってきます。

２．生活場面への導入

通所児童と入所児童が全く関わらない施設もありますが、ここでは入所児童と一緒の活動をする場合の留意点を挙げます。

（１）生活担当者との関係

通所措置後、実際に生活担当者との関わりが生じるのは、心理療法・家族担当者以外の他者との接触が、本人にとって、より治療的に効果があると判断されてからのことになります。心理療法をベースに関わりを続けてきた子どもが生活担当者に出会うことは、ある意味で社会との接触を広げることに繋がっていますが、適応能力が低い状態にあるため、担当心理士あるいは家族担当者から生活担当者への橋渡しがかなり重要な作業となります。生活担当者は事前に、子どもに関する情報と注意点について、心理・家族担当者と生活担当者の間で確認し合い、具体的にどのような生活担当者の関わりが担当児童の受け入れられる範囲の関わりであるのかを検討する必要があります。

通所児童が入所児童と同様の日課に参加できるようになるためには、入所児童と友人関係を取り結んでいく必要と、入所児童の生活ルールを理解し受け入れていく必要がありますが、一足飛びにこの段階に進もうとすると無理を生じ、心理療法ベースの段階に戻らざるを得ぬ状況となってしまいます。したがって、前述した生活担当者との関わりの開始は、こうした入所児童と同様の日課に参加するための前段階として位置づけられ、生活担当者と通所児童との関係がつくまでは、心理あるいは家族担当者がその橋渡しを直接行なっていくことが必要になります。

（２）入所児童と同様の日課に導入・参加

通所児童を入所児童と同様の日課に導入するにあたっては、関係のついた生活担当者が心理・家族担当者の意見を参考にしながら、子ども本人に必要以上のストレスをかけないよう（治療が継続するよう）ペース配分を考えながら、子どもへの働きかけを行なっていく必要があります。

導入当初は、何曜日の食事だけとか、何時間目の授業だけ、あるいはいついつの行事だけといった参加の仕方になりますが、関係のついた生活担当者が直接対応できるスケジュールの設定を行なっていくことも必要になります。

関係のついた生活担当者以外のケアワーカーの対応を試みる場合にも、生活担当者から他のケアワーカーへの橋渡しを子どもとともに直接行ない、いつどこで誰が対応するのかを子どもにわかるように説明することが必要になります。こうした導入期を経て、入所児童と同列の対応へと進んで行くことが可能となっていきます。

（3）学校の利用

通所児童の学校の利用に関しては、教育委員会との取り決めが必要です。適応指導教室などを充実させている自治体によっては利用ができない場合もありますが、学校の利用ができることで、通所の支援のレパートリーが大きく広がりますので、学校が利用できるように努力した方がよいと思われます。

施設内学級での学習は、何らかの理由で登校が安定していなかった子どもにとって、毎日の生活日課として登校が組み込まれることは、基本的生活習慣の確立に直接繋がり、自信を付けることができます。学習内容も躓いているところから始めてもらえるため、これまで、「学習内容がわからず聞けなかったこと」を聞きやすい環境でもあり、学習に楽しさを感じる子どもも少なからずいます。また、枠組みがはっきりしているため、子どもにとっても対応しやすい環境の設定もできます。

施設内学級と日頃から情報交換し、ケース会議等に教員が参加している施設では、子どもの情報を共有しながら対応します。学校への導入として、明確なルールを設定しておく方が子どもも学校に対応しやすくなります。例えば、制服で登校すること、授業時間の途中からは入室できないこと、貴重品は教室に持ち込まないことなどになります。

登校を開始する前に生活担当と共に、学校や授業を見学し教員との顔あわせをし、子どもの不安を軽減しておきます。また面接の中で学校の印象や、登校できそうな授業、教室にいることが辛くなったときの対応など具体的に話し合います。

学校という環境で同年齢の子どもたちと場を共有できることは、子どもの達成感を醸成し自信を持つようになると同時に、他の子どもに巻き込まれてしまう危険性もあることを考えておく必要があります。

3．通所による治療・支援機能

通所治療は、週１回の個別心理治療から始まり、グループ治療や集団活動、入所している子どもたちの日中プログラムと同様のデイケア活動まで、その内容は子どもにより様々な形態をとります。デイケアとしては、治療者に見守られた中で、共同生活の経験や治療を実践することになります。

通所の大きなプログラムとしてデイケアがありますが、その目的としては、以下の３点になります。

①生活リズムの改善

「朝から活動出来る生活リズム作り」と「通学訓練」

②登校に必要とされる基礎能力の改善

色々な課題や種目を通して、基礎学力の補填、集中持続性や判断力、ストレス耐性や問題解決能力などの感覚をもどしていく。

③より円滑な対人交流の習得

グループや集団認知療法などを通して、対人交流について振り返ったり、学んだりしていく。

主なプログラムとして、

・スポーツ・園芸・手工芸（陶芸・革細工・木工など）・調理・ＳＳＴ・話し合い
・各種クラブ活動（野球・バレーボール・新聞・パソコン）
・各種イベント（お泊まり会・キャンプ・スポーツ大会など）
・学習支援（施設内学級への登校・個別学習支援・グループ学習など）

があります。

また、保護者に対して個別カウンセリングやグループ面接、自助グループなど、子どもの理解と家族関係の調整、中学卒業後の進路相談などを実践し、保護者の不安の軽減などを図る必要があります。

４．通所児童の日課と留意事項

担当者は個々の通所児童の目標を明確にして他の職員にも理解してもらい、協力してもらうことが大切です。通所児童が生活棟に入るためには、生活担当職員との信頼関係が何よりも必要になります。そのため、第一ステップとしては、信頼関係を構築するための生活場面作りに配慮することになります。担当職員との関係が構築されたら、対人関係の広がりに重点を置いた日課設定に心がけることが必要になります。学校の利用や生活棟日課への導入は、この時点で考えていきます。あくまでも子どもの状況をよく観察し、可能な範囲をよく話し合って決めるようにします。この時点から他の職員との関係も広がりますので、子どもの状況をよく説明し、協力が得られやすい体制を整えるようにすることが大切になります。

（1）個別対応日時設定の留意事項

① 生活棟職員業務に無理のない範囲の対応を心掛ける。

② 個別対応を理由に、日勤職員が同時に生活棟を空けることのないよう配慮する。

③ 個々の子どもの状況に応じた対応を心がける。

（2）生活棟利用の留意点

①来園した際には、指導員室で貴重品を預かり、その日の日課を確認する。

②帰宅する際には、貴重品を渡し、次回の来園について確認する。

③帰宅時間が遅くならないよう帰宅を促す。

（3）通所児童に係る準備事項

① 居室を決める。居室前の名札を作る。

② 靴箱をきめる。

ⅰ　名前を本人と一緒に確認する。

ⅱ　棟内用上履き、通学用の靴を用意してもらう。

③ 食堂の席を決める。

昼食は、担当者が事前に申し込み漏れのないように注意する。

④ 貴重品の確認。

本人に来園時には貴重品を指導員室に預け、帰宅時に取りに来るように伝えるとともに、持ち込み不可の物品などを説明する。

⑤ 教育棟用の上履き、体操服の発注

⑥ 教育棟の挨拶

ⅰ　担当心理士もしくは生活担当で挨拶に連れていく。

ⅱ　初登校の際には、指導員が教室まで付き添う。

情緒障害児短期治療施設通所部に係る保護単価等について

① 措置費について

事務費（一般分保護単価・民間施設給与等改善費）

○一般分保護単価

<算式>

月額保護単価　×　通所部の定員

＜月額保護単価：平成28年度当初＞

区分＼地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100
情緒障害児短期治療施設通所部	円 109,360	円 106,180	円 105,380	円 103,000

区分＼地域区分	10/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短期治療施設通所部	円 101,410	円 98,230	円 95,840	円 93,460

○民間施設給与等改善費

<算式>

一般分保護単価　×　加算率（８%～25%）

事業費（一般生活費・児童用採暖費）

○一般生活費

<算式>

月額保護単価（15,210円（※））

×　その月初日の通所部の措置児童数

※　平成28年度当初の単価

○児童用採暖費

<算式>

月額保護単価　×　その月初日の通所部の措置児童数

＜月額保護単価：平成28年度当初＞

区分＼級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
情緒障害児短期治療施設通所部	円 1,180	円 1,000	円 620	円 390	円 200

② 徴収金について

○　各年度における徴収金基準額は、その措置児童等単位に、各月初日の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額により算定した額の年間の合算額。

＜児童入所施設徴収金基準額表：平成28年度＞

階層区分	定義	徴収金基準額（月額）
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	1,100円
C	A階層及びD階層を除く市町村民税課税世帯であって所得税課税世帯でない世帯	2,200円又は3,300円
D	A階層及びB階層を除く所得税課税世帯（所得税の年額によってD1（15,000円以下）～D14（6,674,001円以上）に区分）	4,500円～全額徴収

子育て短期支援事業（平成27年度の実施状況）

実施状況	少子化社会対策大綱
・実施自治体数：719市町村 ・ショートステイ延べ人数：109，684人 ・トワイライトステイ延べ人数：69，504人	ショートステイ　延べ16万人（2019年度） トワイライトステイ　延べ14万人（2019年度）

＜各都道府県内での実施市町村割合＞

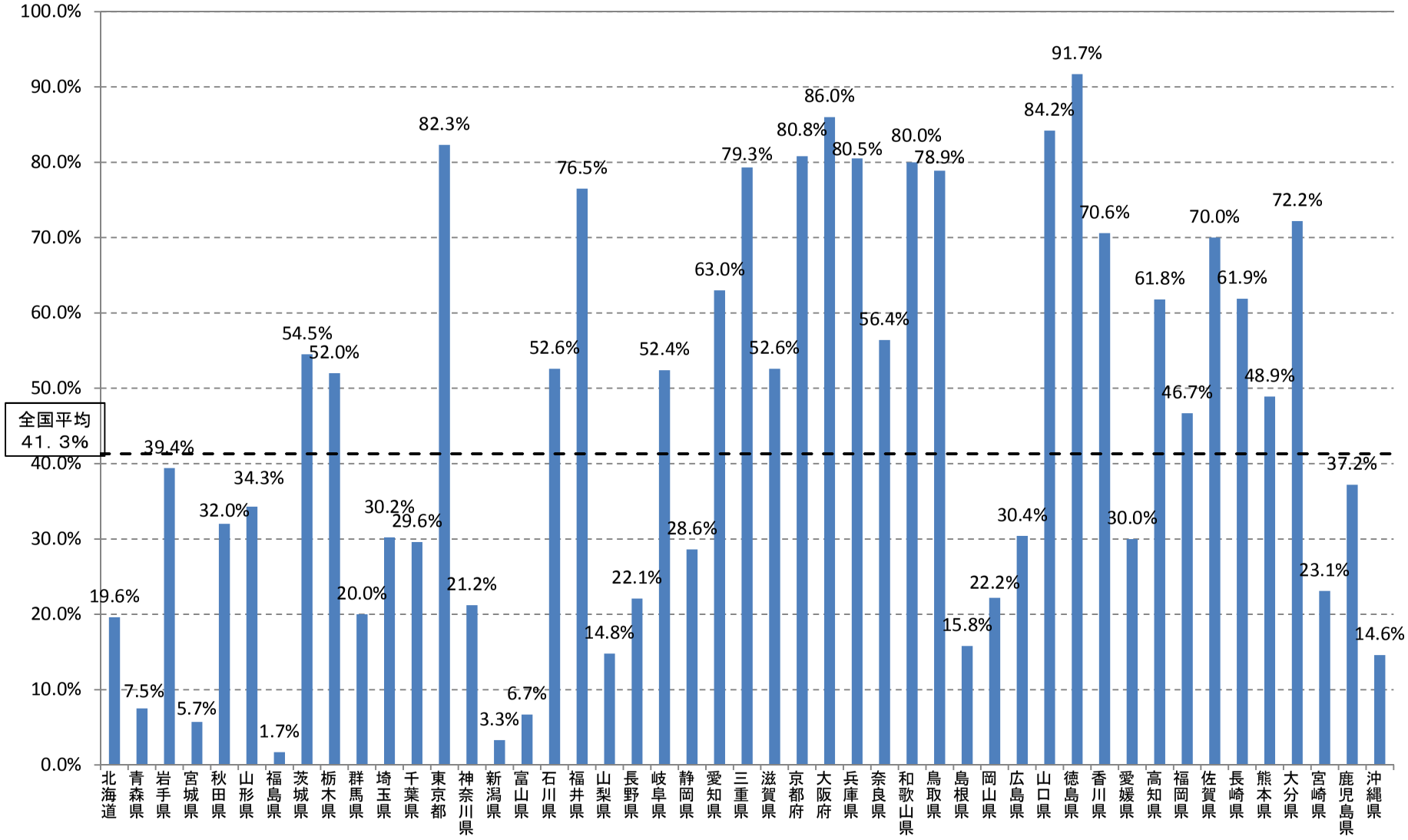

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。

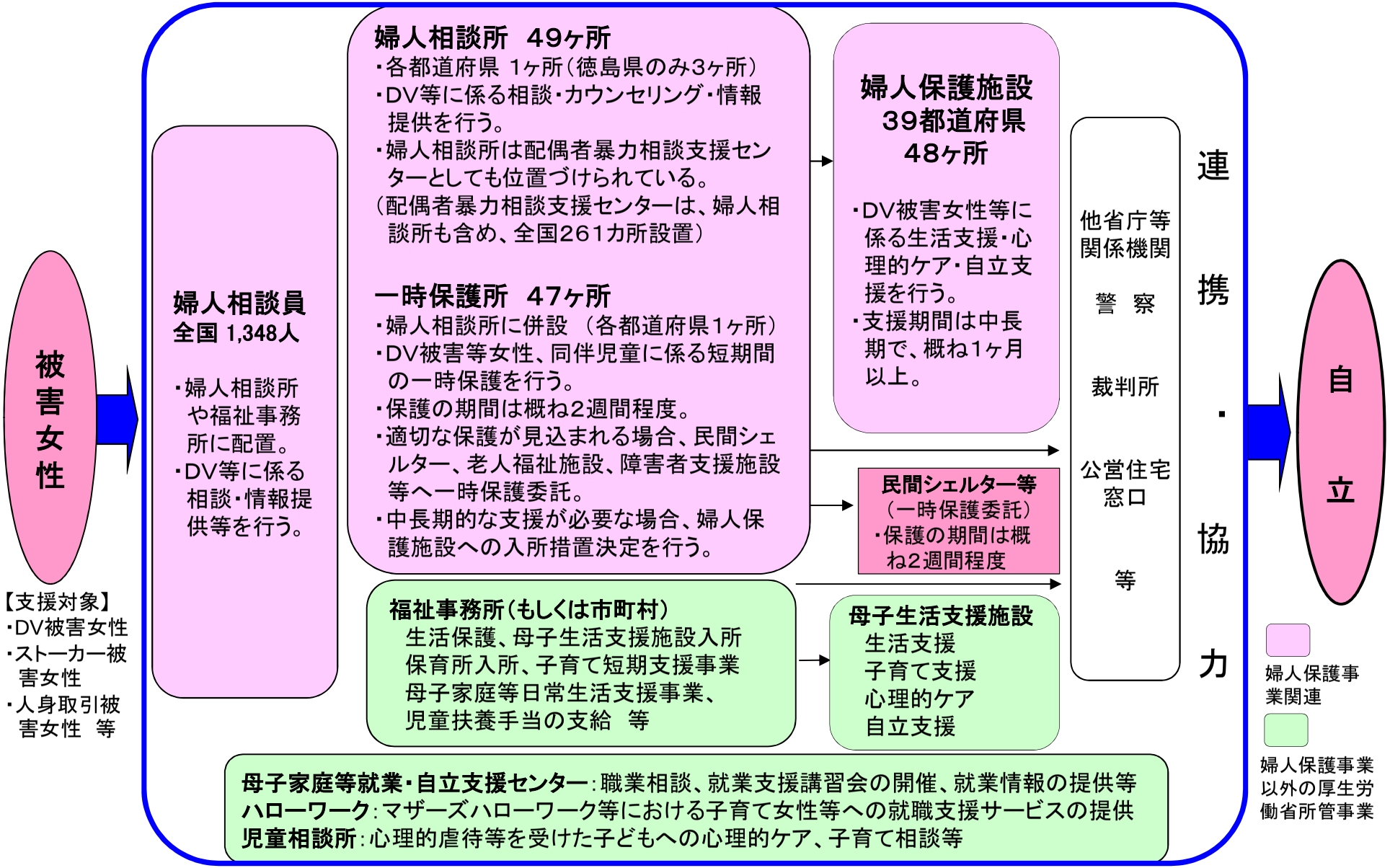

（注）婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成27年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成27年11月9日現在

婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

○ 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の38．1%。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の44．5%を暴力被害の相談が占めている。

平成２６年度　合計：８３，８８６人

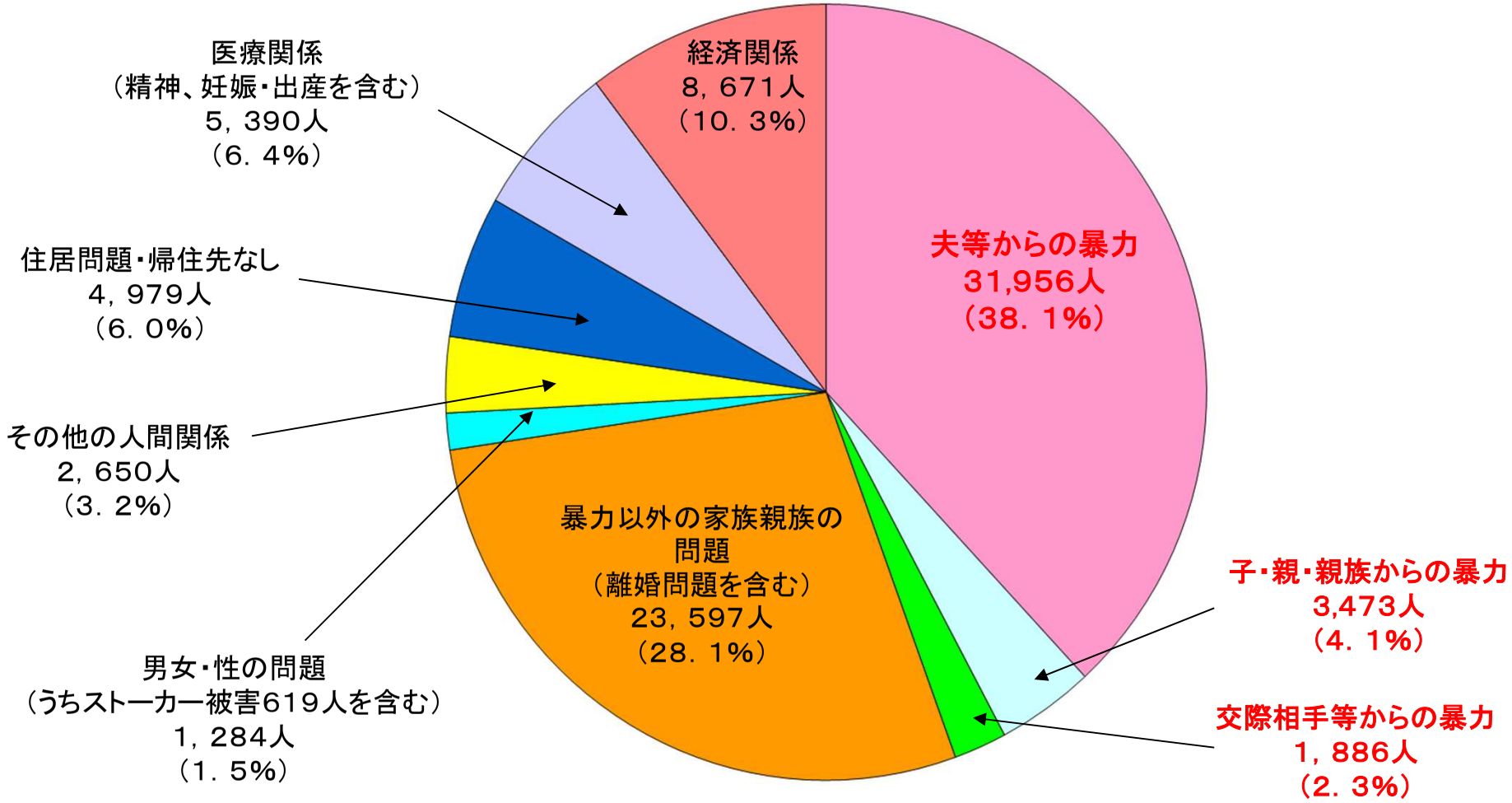

婦人相談所における一時保護の理由

○ 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の71．3%を占めている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の84．7%を暴力被害が占めている。

平成２６年度　合計:5，808人

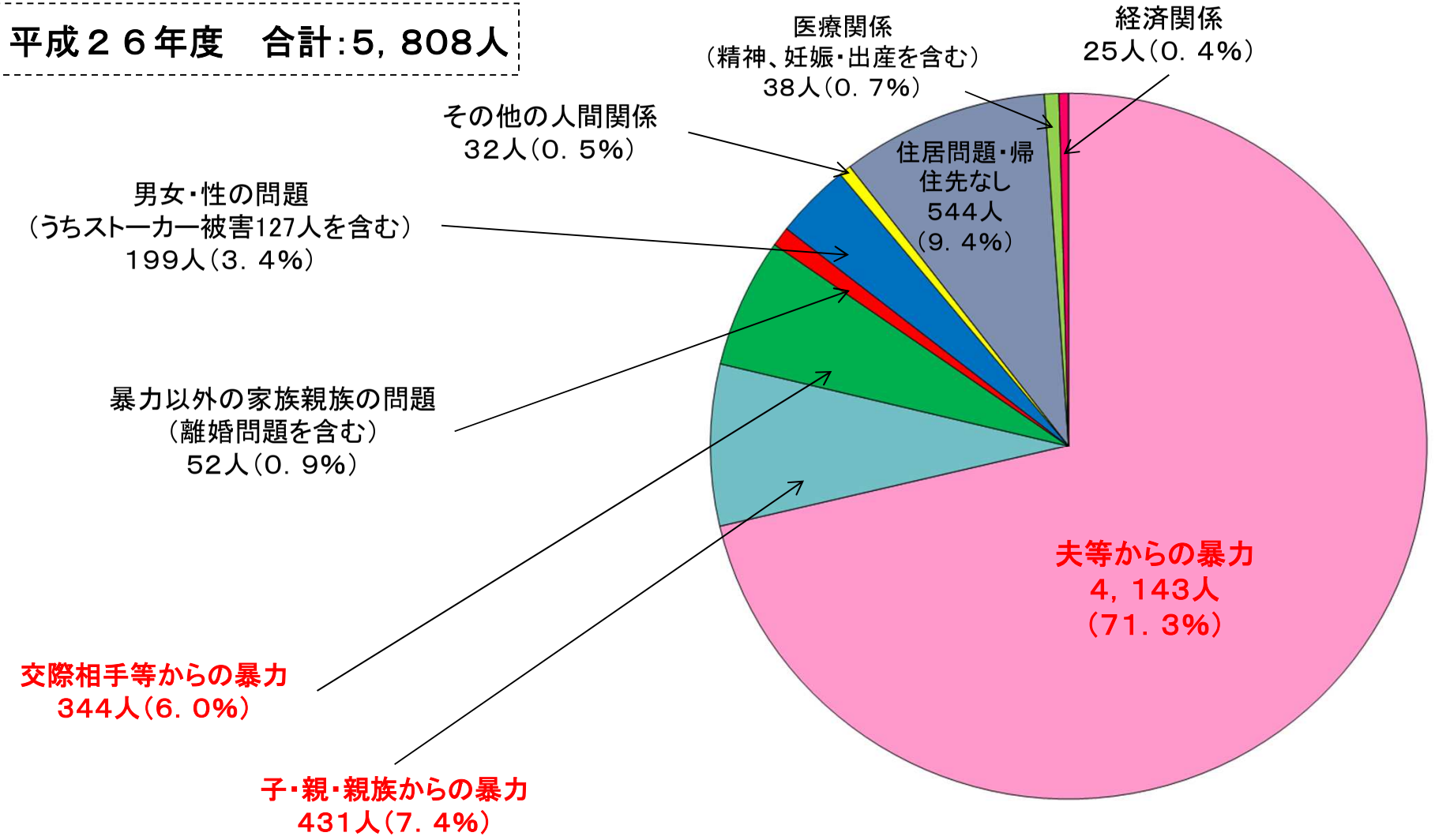

一時保護委託の状況

○　平成１４年度に一時保護委託制度を創設。

○　委託契約施設数は、平成２７年４月１日現在で３２２施設。

※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。

○　平成２６年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、３，８６１人。
（女性本人1,748人、同伴家族2,113人）である。

○　DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数１５．６日となっている。（一時保護委託ケース）

一時保護の委託契約施設数（平成27年4月1日現在）

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設（注１）	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合　計
か所数（注２）	103 （103）	103 （103）	47 （44）	22 （20）	11 （12）	18 （6）	6 （19）	8 （6）	4 （8）	322 （321）

（注１）　母子生活支援施設を除く。　（注２）（　）内は、平成26年4月1日現在

雇児発０３３１第 ２０号
平成２３年３月３１日
〔一部改正〕 雇児発０７２７第７号
平成２３年７月２７日
雇児発０３３１第２２号
平成２８年３月３１日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（ 公 印 省 略 ）

婦人相談所が行う一時保護の委託について

婦人相談所が行う一時保護の委託については、下記の点に留意し、適切な運用を図られるようお願いする。

なお、「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」（平成１４年３月２９日雇児福発第 0329002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「人身取引被害者の一時保護の委託について」（平成１７年４月１日雇児福発第 0401001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成１９年３月２９日雇児発第 0329002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成１９年３月２９日雇児福発第 0329004 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

記

１．一時保護委託の対象者の範囲

次の（１）及び（２）に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

（１）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成１３年法律第３１号）第３条第４項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者

（２） 売春防止法に基づく要保護女子（「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成１４年３月２９日雇児発第 0329003 号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の第１に定める対象者のうち１のウを除く者）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
② 恋人からの暴力の被害者であること。
③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。
④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成１２年法律第８１号）第８条第１項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。

２．一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第３条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成１３年７月２３日厚生労働省告示第 254 号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

（１）基本的な支援の内容は次のとおりとすること。

① 入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関への訪問等のための入所者の移送（人身取引被害者の場合にあっては出身国の大使（領事）館等との連絡・調整、移送）を行うこと。
② 一時保護委託対象者の人権、配偶者からの暴力や人身取引被害の特性、安全の確保や秘密の保持、自立支援等に関する研修を行った職員により保護・支援を行うこと。

（２）一時保護の委託契約においてさらに以下の事項を盛り込むこと。

① 委託料の経理に当たっては、委託一時保護所に係る区分を設け、委託事業とそれ以外の事業を明確に区分して処理すること。
② 都道府県知事は委託事項の実施状況に関して報告と資料の提出を求めることができること。
③ 委託事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を都道府県知事に報告すること。

ア　災害その他の事由により、委託業務の執行が困難になったとき
イ　委託された者に事故があったとき
ウ　ア、イに掲げるもののほか、運営に支障をきたすような事態が発生したとき

④　委託業務に関連して知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならないこと。

（３）委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあっては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとすること。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

（４）外国人婦女子緊急一時保護経費の一時保護委託施設における活用については、次の点に留意すること。

外国人婦女子緊急一時保護経費については、婦人相談所の一時保護所のみならず、一時保護委託を行う施設においても活用することが可能であることから、その必要が生じた場合には婦人相談所は適切に対応すること。

３．経費

この一時保護委託に要する経費については、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成１５年１月２９日厚生労働省発雇児第 0129001 号厚生労働事務次官通知）の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

一時保護委託基準

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年七月二十三日厚生労働省告示第二百五十四号）

一　地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実施に関し相当の活動実績を有する者であること。

二　被害者の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。

三　次に掲げる運営が可能な体制にあること。

イ　入所者を二週間以上継続して入所させること。

ロ　入所者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあっては、食材を含む。）及び被服を提供すること。

ハ　入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。

ニ　夜間を含め、速やかに入所者と連絡を取ること。

四　事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。

雇児総発０７２７第１号
雇児福発０７２７第１号
雇児母発０７２７第１号
平成２３年７月２７日

各（都道府県／指定都市／中核市／保健所設置市／特別区）児童福祉・母子保健主管部（局）長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局　総務課長

家庭福祉課長

母子保健課長

妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げる。

さて、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口については、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」（平成19年４月５日付雇児総発第0405001号）などにより周知を依頼しており、また、平成23年７月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第７次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」においては、日齢０日児の死亡事例が報告され、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実などが提言されたところである。

しかし、これらの妊娠等に関する相談窓口については、妊娠等について悩みを抱える者のみならず、医療機関を始めとする関係機関に対しても周知が必ずしも行き届いていないことや、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、ひとつの相談機関で完結することは困難であることなどから、種々の相談機関の連携が必要であることを踏まえ、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、下記についてご対応いただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にご周知願いたい。

なお、妊娠等に関する相談窓口の周知に当たっては日本医師会・日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1　妊娠等に関する相談窓口の設置・周知について

妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図ること。

その際、既に設置している女性健康支援センター、児童相談所等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関や薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等で連携を図られたい。周知方法としては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。

2　各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下に留意しつつ対応すること。

（1）相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。

（2）相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談を繋ぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること（別紙１～３参照）。

（3）関係団体やＮＰＯ法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談を繋げることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目のない援助を行うこと。

3　保護・支援制度の活用

相談の結果、出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援が必要となった場合は、各相談機関から、児童相談所、婦人相談所又は福祉事務所を通じて、助産施設への入所、里親への委託、乳児院、母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所等により、当面の安全確保、妊娠・出産の支援、母子の生活の支援、子どもの保護・養育等を実施すること。

4　体制整備のための支援

本通知に基づく体制整備に当たっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心こども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

また、女性健康支援センターにおける妊娠の相談体制の整備及び広報については、「母子保健医療対策等総合支援事業」を活用いただけることを申し添える。

（別紙１）

＜各相談機関に求められる役割(範囲)＞

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各機関に求められる役割等は、それぞれ次に掲げるものと考えられるので、他の機関との役割の違い等を認識し、適切な対応を行うとともに、相互の連携に努めること。

（１）女性健康支援センター

①　目的・役割

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することとされている。

②　妊婦からの相談について

身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導を行うこととされており、平成23年度から、特に妊娠に悩む者に対する専任相談員を配置することができる。また、対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配付する等広報活動を積極的に行うこととされている。また、相談を受けるに当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的に配慮し､適切に他機関との連携を図ることが必要とされている。

（２）児童相談所

①　目的・役割

児童福祉法においては、児童及び妊産婦の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査、判定、指導を行い、児童の一時保護を行うほか、これらに付随する業務を行うこととされている。

②　妊婦からの相談について

保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出産後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めることとされている。また、子どもの出産前であっても必要な場合には要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の対応について検討することとされている。

子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、相談を受理した段階で児童記録票を作成し、一貫した指導・援助の経過を残すほか、出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である。

（３）都道府県・市町村の母子保健相談窓口（保健所・保健センター）

①　目的・役割

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、母子保健に関する知識の普及に努めることとされている。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導等を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

市町村保健センターは、妊婦の相談内容に応じて保健所や児童相談所、医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて妊婦が子どもの出生後に養育支援を受けながら育てられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

子どもの養育が非常に困難である等の相談については、児童相談所との連携の下、妊婦が養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度等についての知識を得て選択できるよう支援し、医療機関との連携の下、妊娠・出産期における妊産婦の健康を支援する必要がある。

（４）福祉事務所

① 目的・役割

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

生活保護法においては、生活に困窮している方に対し、食費をはじめとする日常生活に必要な費用としての生活扶助、家賃等としての住宅扶助、出産費用としての出産扶助など、困窮の程度に応じて必要な保護を行うこととされている。また、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けられない場合には、助産施設に入院し、出産に要する費用を助成することとされている。

配偶者（パートナー）からの暴力、借金、家庭不和などの相談を受けた場合には、婦人相談員が対応し、必要に応じて婦人相談所と連絡を取り、被害者の保護を行う。さらに、母子自立支援員による自立支援相談や母子生活支援施設への入所決定などを行っている。

（５）婦人相談所

① 目的・役割

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性についての相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的判定等を行い、必要に応じて、当該女性及び同伴家族も含め一時保護と婦人保護施設への入所措置を行う。

② 妊婦からの相談について

婦人相談所において、妊娠・出産を主訴とする相談のほか、配偶者からの暴力被害者や若年の未婚ケース、性暴力被害者など、多様な背景から生活困難な状況にありかつ妊婦である相談ケースについて対応する場合には、相談者の主訴について聞き取るだけでなく、家族背景や妊娠経過のほか、出産後の養育環境等も含め多方面からの調査・把握を行う。必要に応じて、医療機関、福祉事務所等適切な機関と連携するとともに、妊娠に悩む者の相談に応ずる職員を配置している「女性健康支援センター」や「保健センター・保健所」「児童相談所」等と連携するなどし、在宅ケースについては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、必要な支援体制を確保することが望ましい。

（別紙２）

＜各保護・支援制度の概要＞

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

（１）助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。助産施設は、病院、診療所、助産所であり、入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

（２）里親、養子縁組

里親制度は、保護者のない児童又は何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童を家庭的環境の下での養育を委託する制度。養育里親研修を受講した者を都道府県等が認定し、児童相談所が子どもと里親との適合を行い、委託する。

里親には、養育里親や、養子縁組を希望する里親がある。

特に、乳幼児は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、心身の成長や発達には不可欠であるため、家庭的な養育環境を提供することが必要である。

養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠中からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は6ヶ月以上の養育状況を踏まえ、家庭裁判所の審判により成立し、戸籍上は養親の実子として記載されることになる。実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援が行え、実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係を作ることができる。

また、家庭裁判所の許可による普通養子縁組の制度もある。

（３）乳児院

出産後、何らかの事情で家庭での養育が困難となった乳幼児を入所させて、養育し、退所した児童について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。入所中は、看護師、保育士や児童指導員など専門職員が、乳児の心身及び社会性の健全な発育を促進するための養育を行い、病気や障害のある子どもへの対応や親支援を行う。児童相談所が入所措置を行う。

（４）母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

（５）婦人保護施設

配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性及び同伴家族を入所させ、保護及び自立のための支援を行う。妊産婦も入所できる。措置による入所の他、婦人相談所の判断により、一時保護の委託先としても入所できる。

（別紙３）

産科等医療機関

特定妊婦への支援や必要な情報提供及び相談窓口の紹介。市町村との連携等。

妊娠等に関する相談（望まない妊娠含む）

NPO、各団体等

○ 妊娠についての相談等
日本助産師会による電話相談、
NPO法人による妊娠かっとう相談
○ 養子縁組あっせん事業者へのあっせん

相談窓口

妊娠等に関する相談窓口　※各都道府県等で設置、周知

女性健康支援センター

○ 女性のライフステージに応じた健康相談（妊娠、出産に係る悩みについての相談を含む）

設置数
40か所 （国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む）（平成22年度）

実施主体
都道府県・指定都市・中核市

児童相談所

○ 養育困難にかかる相談
施設入所
特別養子縁組を含む里親委託

設置数
205か所（平成22年度）

実施主体
都道府県・指定都市・児童相談所設置市

保健所

○母子保健についての知識の普及（妊娠、分娩、出産、育児等についての相談）

設置数
都道府県 374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所 （平成22年4月1日現在）

実施主体
都道府県・政令市・中核市・特別区

市町村保健センター

○ 母子保健についての知識の普及（妊娠、分娩、出産、育児等についての相談）
○ 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健

設置数
2726か所
（平成20年10月現在）

実施主体
市区町村（特別区を含む）、政令市

福祉事務所

○ 下記についての相談・対応
生活相談（生活保護申請）
児童家庭相談（家庭児童相談室等）
要保護女子・配偶者等からの暴力（DV）等の相談（婦人相談員）
入院助成制度の利用
母子生活支援施設の入所

設置数
全国1242か所（平成21年10月1日現在）

実施主体
都道府県・政令市・中核市・市（特別区含む）・福祉事務所を設置する町村

婦人相談所

○ 要保護女子・配偶者等からの暴力（DV）等被害者（福祉的支援の必要な妊産婦含む）への相談・対応・保護

設置数
全国49か所(平成22年4月1日現在)

実施主体
都道府県

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

保護・支援制度

助産施設

○ 経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。
例）生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得税課税世帯の妊産婦で所得税8,400円までの者（出産一時金が42万円以上（産科医療保障制度3万円含む）以上支給される者を除く）

施設数
461か所（定員3，621人）
（平成22年3月末現在）

利用決定機関
福祉事務所

里親

○ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を委託する制度

設置数
委託里親数2,837人
（平成22年3月末現在）

措置機関
児童相談所

養子縁組（特別養子縁組・普通養子縁組）

○ 普通養子縁組：家庭裁判所の許可により成立。（民法第792条以下に規定）
○ 特別養子縁組：家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。

○ 里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。
○ 望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。

乳児院

○ 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設

設置数
全国124か所（平成22年3月末現在）

措置機関
児童相談所

母子生活支援施設

○ 配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。
※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していれば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。

施設数
272か所（定員5,430世帯）
（平成22年3月末現在）

利用決定機関
福祉事務所

婦人保護施設

○ 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。
（妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子も同伴入所可能。）

施設数
全国49か所（定員1387人）
（平成22年4月1日現在）

措置機関
婦人相談所

婦人保護施設における在所者の入所理由

○ 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の45．1%を占めている。
○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が60．1%。
※ なお、在所者1，017人のほかに、同伴家族487人（うち同伴児童481人）が入所している。

平成２６年度　合計１，０１７人
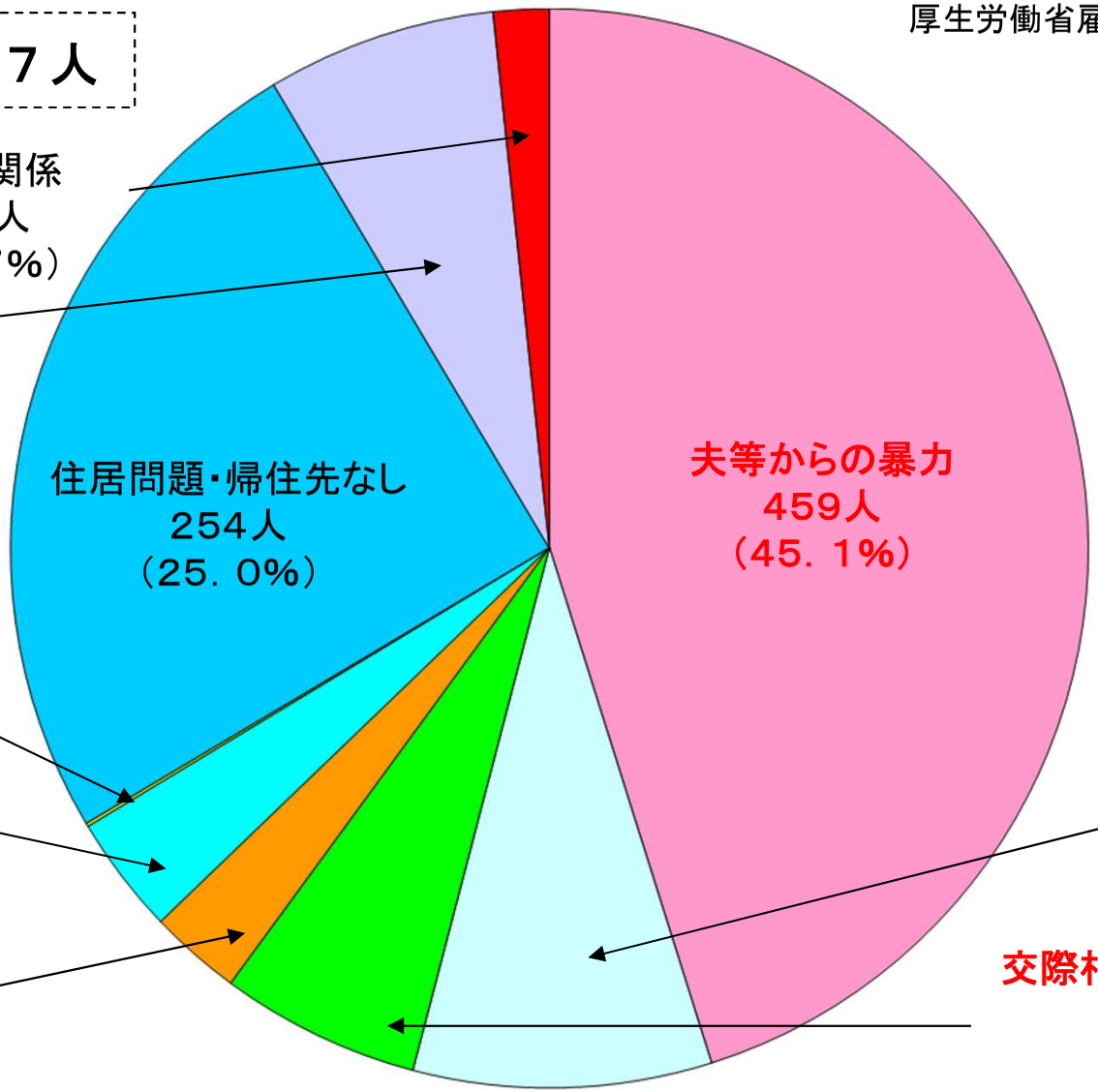
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課調べ